

# 69 歳までの方で高額な診療を受けられる皆様へ

## 【高額療養費制度とは？】

1 か月の医療費が上限額(自己負担限度額)を超えた場合、超過分が払い戻される制度です。

自己負担限度額は、年齢や所得により異なります。

従来は、**限度額適用認定証**の交付を受け医療機関の窓口へ提示することで、医療機関での支払いが自己負担限度額までとなっていました。

現在は、**マイナ保険証**を提示し「限度額情報の利用に同意」されるか、**資格確認書**を提示しオンライン照会に同意された場合は、**限度額適用認定証**の提示は不要になっています。

※オンライン照会を希望される方は、受付2番へお声がけ下さい。

入院中の方は、入院時にお渡しする書面でオンライン照会に同意いただくことも可能です。

## 【1ヶ月あたりの自己負担限度額】

区分	年収	自己負担限度額	多数該当
ア	約 1,160 万円～	252,600 円 + (総医療費 - 842,000) × 1%	140,100 円
イ	約 770 万～1,160 万円	167,400 円 + (総医療費 - 558,000) × 1%	93,000 円
ウ	約 370 万～770 万円	80,100 円 + (総医療費 - 267,000) × 1%	44,400 円
エ	～約 370 万円	57,600 円	44,400 円
オ	市民税非課税者等	35,400 円	24,600 円

※医療機関、入院・外来、保険薬局ごとに自己負担限度額が計算されます。

※同月に入院や外来など複数受診がある場合、それぞれ 21,000 円以上の自己負担は合算して計算することができます。

※療養を受けた月以前の 1 年間に、3 ヶ月以上高額療養費の支給を受けた場合は、4 ヶ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

## 限度額適用認定証の交付手続き先

国民健康保険・市町村役場の国民健康保険担当窓口

全国健康保険協会(協会けんぽ)・各都道府県支部

健康保険組合、共済組合の方・各健康保険組合・共済組合担当窓口

★ 認定証の交付を受けたら、速やかに窓口へご提示ください。

★ 申請をした月から有効となりますので、早めの申請をお願いします。